

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもの権利を尊重し、
次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、
子育ての喜びが実感できるまち東大阪

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働するとともに、子どもの権利を最大限保障し、子どもの最善の利益のために子どもの意見を尊重しながら、子育て・子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

国では、令和5年4月にこども基本法が施行され、こども家庭庁が設置されました。また、令和5年12月にこども大綱が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向け、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、子どもや若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。また同じく令和5年12月に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が策定され、すべての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたる幸福、ウェルビーイング向上を図るために、子どもも大人も含め、一人一人多様な個人のウェルビーイングの集合として、社会全体のウェルビーイング向上の実現を同時にめざすことが必要とされています。

本市は、これまで第1、2期計画で掲げてきた理念を継承しながら、本計画においても子育て施策の充実に向けた事業を展開させていくことにより、社会全体で子どもや子育てを応援できるようなまちとしてのさらなる発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現をめざします。

また、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づき、SDGsの目標の「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」などの達成をめざして本計画を推進していきます。



2 計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実

本計画で定める子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通して、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向かい合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

本市では、次の4つの視点のもとで、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供していきます。

(1)「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。

また同時に、子どもたち一人一人の最善の利益が尊重・保障され、一人一人の状況に応じた支援を社会全体で重層的に取り組みます。

(2) 一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

令和5年4月に施行された「こども基本法」において、すべての子どもがすこやかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することが明記されました。障害、疾病、虐待、貧困等により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障することをめざします。また、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護や援助の措置を講じます。また、国籍の違いや障害の有無などさまざまな背景で区別することなく、すべての子どもたちや子育て世帯の多様性や個性が尊重され、ありのままの自分を受け容れて大切に感じることができ、誰もが自分らしく「ウェルビーイング」に生きるために、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組んでいきます。さらに、子どもが安全に安心して意見を述べることができ、自身の考えや思いを受け止めてもらえる機会・環境をつくることで、子どもたちが主体的に社会と関わり、自己肯定感や自己有用感を持つことができる社会をめざします。

また、人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要となることから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取組を推進することが必要です。

(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政等の社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。

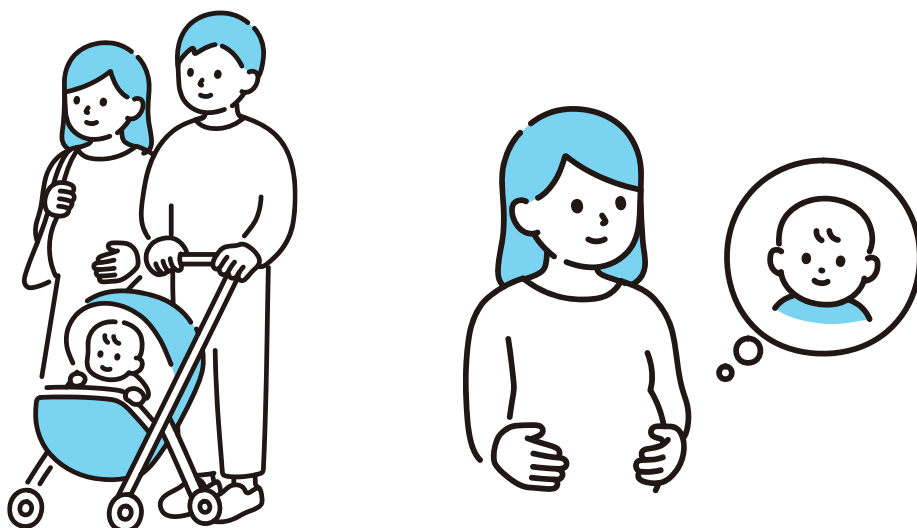
子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、本市の将来の担い手を育成する重要な未来への投資です。

また、家庭、学校、地域、職場等の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、地域課題について各々が「自分ごと」として捉え、共創・協働しながらそれぞれの役割を果たすことが必要となります。

(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会をめざします。

子どもの育ちや子育てをめぐる状況が厳しく、結婚や出産に関する希望の実現を諦める人々、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々がいます。また、親自身は、周囲のさまざまな支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通して、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、親として成長していく過程を支援していくことが必要となります。

すべての子育て家庭が安心と喜びと誇りを持って子育てができるように、子どもと子育て家庭に寄り添った支援を提供していきます。



3 子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

(1) 子どもの育ち

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を持っています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。このため、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が必要です。

また、幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。このため、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どものすこやかな発達を保障することが必要となります。

さらに、学童期は自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。このため、学校教育環境の充実とともに遊戯やレクリエーション活動施設の提供、地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供することが必要です。

(2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育てに係る環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援を推進する必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

子ども・子育て支援は、保護者の育児の肩代わりをするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが重要となると考えます。

また、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができるよう、環境を整えることも重要であると考えます。

4 本計画の基本的な考え方～すべての子どものために～

(1) すべての子どもに良質な成育環境を保障

本市は子ども・子育て支援事業の実施主体として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援をおこなうとともに、特定教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させていきます。

また、地域子ども・子育て支援事業等により、妊娠・出産期からの切れ目ない支援や保護者の気持ちに寄り添った相談及び適切な情報提供、発達段階に応じた子どもとの関わり方に関する保護者の学びの支援等を行います。

(2) すべての子どもがすこやかに成長するための支援

子どもの育ちに関する理念を念頭に、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべての子どもがすこやかに成長するために支援します。

子どもの育ちに関する理念

【乳幼児期】

発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どものすこやかな発達を保障することが必要となります。

◆乳児期

身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達がみられる重要な時期です。

◆幼児期

基本的な身体機能や運動機能が発達し、さまざまな動きを十分に楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を広げていく時期です。

この時期は自我が育ち、自己主張をすることも多くなりますが、大人が積極的に受け止め、見守ることにより、自己肯定感が育まれ、自発的な活動をするようになります。こうした自発的な活動が、主体的に生きていく基盤となります。

また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていきます。

【学童期】

学校教育環境の充実とともに、乳幼児期の心身の発達を基盤に、学校教育においてはインクルーシブ教育を推進し、心理的・身体的な安全を整えながら、社会的自立をめざすとともに未来社会を創造していく基礎を身に付けていきます。また、遊びの場やレクリエーション活動のための施設を提供することや地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供し、子どもの健全な育成に努める必要があります。

5 本市のめざすべき姿～施策展開に向けて～

本章において掲げてきた基本理念から基本的な考え方を通じ、本市では以下の3つを軸に子ども・子育て支援施策を展開していきます。

(1) 幼児期における質の高い教育・保育の提供

待機児童数については令和3～5年度にかけて0人となったものの、令和6年度については待機児童が4年ぶりに発生しており、女性の社会進出の状況等を踏まえると、今後も引き続き保育ニーズへの対応が必要です。

近年は、幼稚園や保育園等における人材不足が深刻化しており、人材不足の問題を解決し、質の高い幼児教育・保育を提供するための取組が重要となっています。幼児教育の質を高めるためには、優れた人材の確保が不可欠です。人材の確保にあたっては、学生と施設をマッチングする取組を支援するなど、それぞれの人材がその能力を最大限発揮できる環境を整えることが急務です。また、新規採用の促進に加え、離職防止や再就職の支援を強化することで、幼稚園や保育園の人材確保に向けた安定した体制を築くことが求められています。

こういった施策を通じて、幼稚園や保育園等における人材不足を解消し、質の高い幼児教育・保育を持続的に提供できる体制の構築をめざします。

(2) 在宅での子育て支援の充実

社会的な潮流として、現代の子育て環境は、核家族化と地域のつながりの希薄化、男性の育児参加の不足、支援情報の不足などが大きな課題として挙げられています。本市においても、核家族化が進んでいるなど、親が孤立し、育児への不安や負担が増していることが懸念されています。特に、在宅で子育てをしている方についてはこの傾向は顕著であると考えられ、育児の孤立感を軽減する仕組みを整えることが急務となっています。

在宅での子育てについては、つどいの広場や子育て支援センター等が大きな役割を担っていることから、誰もが利活用しやすい環境を整えることが重要です。市政だよりや子育てアプリ、SNS等を活用し、よりわかりやすく、より利用しやすい情報発信の方法を検討します。

育児の孤立感を解消し、家庭に子どもがいるいないに関わらず、社会全体で子どもや子育てを応援できるようなまちづくりをめざします。

(3) こどもまんなか社会の実現（東大阪版子どもファーストの推進）

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」でめざしている「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本市においても子どもが尊重され、また尊厳が重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かせるまちづくりをめざします。

本市では、現在子どもの権利条例の制定に向けて検討を進めており、すべての子どもが権利をもつ主体であることを認識するとともに、社会全体で見守られながら健やかに成長ができるまちづくりの実現をめざします。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」により、国や地方自治体は、子どもたちの意見を施策に取り入れることが義務付けられました。特に、子どもたちの成長や発達に応じた意見表明の機会を確保し、彼らの最善の利益を優先することが基本理念とされており、市町村においては、子どもの声が市政に届きにくい現状に対し、多様な意見表明の場を設け、特に支援が必要な子どもたちには個別の対応を行うことが求められています。

本市においても、今後、子ども・子育て支援施策を展開していくにあたっては、子どもの意見を聴き、施策に反映していく仕組みを構築することで、子どもたちの意見を尊重し、より良い施策へ繋げていきます。